

## 関係規定（各府省の点検・評価の取組状況、 総務省の統計作成プロセス診断の取組状況）

### 1. 各府省による点検・評価等の取組状況

「PDCA サイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイド  
ライン」（令和 5 年 7 月 28 日統計行政推進会議改定申合せ）[抄]

#### 8. その他

(略)

- また、総務省は、本ガイドラインに基づく各府省の取組状況を定期的に統計委員会において報告し、その審議結果を、本ガイドラインに基づく各府省の取組への助言・支援、本ガイドラインや「統計作成プロセス診断の方針」の見直し等に活用する。

### 2. 総務省による統計作成プロセス診断の取組状況

「統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）」（令和 5 年 7 月 28  
日総務省政策統括官（統計制度担当）決定）[抄]

#### 5 統計作成プロセス診断の実施方法等

(略)

(実施結果の活用)

(略)

総務省は、統計作成プロセス診断の取組状況について、各府省の点検・評価の取組状況とともに定期的に統計委員会（統計作成プロセス部会）に概要を報告する。